

平成30年度 第2回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成30年5月8日開催)

1 会議の名称

平成30年度 第2回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成30年5月8日(火) 午後1時15分開会 午後2時40分閉会

3 場所

県庁本庁舎3階 総務委員会室

4 議事

- (1) 相馬市産業廃棄物埋立処分場環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申(案)
- (2) (仮称)八木沢風力発電事業計画段階環境配慮書に対する環境影響評価法第3条の7第1項の意見に係る答申(案)

5 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会
伊藤絹子委員、稲森悠平委員(審査会長)、遠藤菜緒子委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、齊藤貢委員、高荒智子委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員、以上11名
- (2) 事務局
環境共生課長 菅原加代子、副課長兼主任主査 鴨田美奈子、主任主査 國分作裕、副主任主査 新村博、副主任主査 小島央、以上5名
- (3) 傍聴者
一般 6名、報道機関 2名

6 議事内容

- (1) 開会
- (2) 議事録署名人の選出
稲森会長が齊藤貢委員、高荒智子委員を指名し、全会一致で了承された。
- (3) 議事
ア 相馬市産業廃棄物埋立処分場環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申(案)
審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。委員からの修正意見をもとに内容を修正し、修正案の了承については会長一任とされた。

(由井委員)

「5 動植物・生態系について」に関して、現地には水生昆虫だけではなく、

希少な植物は生息しているのですか。

(事務局)

生息していると思われませんが現段階で確認されているのは水生昆虫のみです。

(由井委員)

B-4 地区で動植物の調査を行うのは当然として、特に西側の隣接する地域では動植物の調査を行うということですね。新たな事実が判明した場合は、適切に対応すると方法書に記載されているので大丈夫ですね。

文献では、たとえば鳥類ではヒクイナがいると分かっているので、漏らさずに調査することが必要です。

(高荒委員)

埋立処分場が海に近い位置に立地しているので、万が一、津波の被害を受けたときに、周辺環境への影響を最小限に抑えるための対策を検討しておくことが必要ではないかと思います。具体的な対策を考えることは難しいかもしれませんが、答申案の「7その他」に対応に関する記載を盛り込む必要があると思います。

(事務局)

処分場の場所では東日本大震災の津波の被害はなかったと聞いていますが、他の災害への対応のことも考える必要があると思いますので、文章の内容について検討したいと思います。なお、7(2)において災害対策を読み取れるかと思っています。

(稲森会長)

現状の文章でも読み取ることはできると思います。

(木村委員)

さきほどの議論はどの分野でもありまして、山の中にある廃棄物処分場なども災害にあったときは崩れる可能性があります。そのようなリスクのことを考えておく必要があると思います。

(稲森会長)

この話は本案件のみではなく、全ての対象事業に関する内容です。災害対策に関する共通の文章を作ることが適当だと思います。

(須藤専門委員)

災害対策に関する内容を、基本的な環境影響評価項目に組み入れるという方法がよいと思います。

(稲森会長)

答申案に、災害対策に関する内容は記載されていますか？

(事務局)

現在は記載していません。

(川越委員)

ちょっとよろしいですか。今の議論は災害が発生したことを想定したのですが、災害発生の予知について考える必要があると思います。

予知については、答申案7(2)の「適正な維持・安全管理」で読み取るとも可能ですが、もう少しはっきりとした文言を入れた方がよいと思います。

(稲森会長)

どのような文言がよろしいですか？

(川越委員)

たとえば「モニタリング」という文言を入れると、現場に計器を設置して、処分場の状態を観測していることが分かりやすくなると思います。

(稲森会長)

何の項目をモニタリングするのですか？

(川越委員)

複雑な計器ではなく、処分場の異常を察知できる項目を測定する簡易な計器を設置することは可能だと思います。

(事務局)

「その関連施設のモニタリングを含む自然災害対策、稼働中の維持・安全管理」という表現はいかがでしょうか？

(稲森会長)

「モニタリング」は範囲が広くなり、事業者側に過大な負担を強いることに

なりかねません。ここは、現状の文言のままではよいのではないのでしょうか？

(出席委員)

異議なし。

(稲森会長)

それでは、本案件の審議は終了します。

イ (仮称) 八木沢風力発電事業計画段階環境配慮書に対する環境影響評価法
第3条の7第1項の意見に係る答申(案)

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。委員からの修正意見をもとに内容を修正し、修正案の了承については会長一任とされた。

(井上専門委員)

「11 放射線の量」の内容に、「建設中に発生する汚染土壌や伐採木等の安全処理方策を具体的に方法書の記載すること、また、汚染物質が水環境(表流水、地下水)に漏出することがないようにすること」を追加したほうが良いと思います。

(須藤専門委員)

事業実施区域は汚染地帯なので、適切な意見だと思います。

(由井委員)

ただし、現在は配慮書の段階なので次の準備書に対する意見でもよいのかと思います。

配慮書に対する意見として、「降雨等による表土の流出防止に資する調査方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。」とする案が私の意見です。

井上先生の御意見を含めて記載することがよいのではないのでしょうか。

(事務局)

先生方のおっしゃることは理解しました。環境影響評価への県民のニーズは、事業に対する懸念について直接意見を伝えてほしいというものですので、懸念事項については直接記載することとしたいと考えます。

(由井委員)

「7 動植物・生態系について」の内容について、(1)では施設の供用まで見据えた意見ということですか？

(事務局)

施設の供用後も見据えた内容としています。

(由井委員)

分かりました。それから(1)3行目のところで、「当該影響の十分な低減に資する調査方法を、方法書に具体的に記載すること」としたほうが分かりやすいと思います。現状の「その結果を方法書に具体的に記載すること。」と書くと、方法書に対する意見のように思えます。

(事務局)

配慮書の提出から方法書の提出までの期間が短いので、本来方法書の段階で述べる意見を、配慮書の段階で述べているという経緯があります。

(稲森会長)

「結果」という文言が気になると思いますので、「検討した内容を」という表現であればよいのではないのでしょうか。

(由井委員)

環境大臣の意見においても、配慮書の段階でかなり踏み込んだ表現になっています。すなわち、配慮書での検討が十分になされていないためにこのような表現になっているようです。

(稲森会長)

それでは、「結果」を「内容」にしましょう。

(出席委員)

異議なし。

(稲森会長)

「1 総括的事項 (6)」の4行目で「感得」という文言がありますが、意味を調べたところ、「ものの真理を感じ取ること」という意味でした。

一般の方には、この言葉で意味が伝わりますか？

「本質の理解に努めること」という表現のほうが分かりやすいのではないかと思います。

(出席委員)
異議なし。

(稲森会長)
一昨日の読売新聞で、固定価格買取制度の記事がありました。10年契約で、買い取り価格が下がっていくなかで、これまで開発された事業の実態がどうなっているのか気になっています。

アンケートのようなもので、実態を把握しておくことが必要なのではないかと思います。

(井上専門委員)
私もその点は気になっています。将来の事業継続性や事業廃止後の風力発電機の処分について、答申に一言入れることも必要ではないかと思います。

(由井委員)
答申の「14(2)」の「廃止」の箇所に、「中途廃止を含む」という表現を追加すると、今の議論を反映できるのではないかと思います。

(稲森会長)
宮城県のほうで不法投棄現場があり、ガスの噴出や汚水が発生するなどの問題が起きています。風力発電所はしっかりとした事業者が建設するので大丈夫だとは思いますが、事業者が倒産する可能性はあります。

(須藤専門委員)
倒産すると、事業者によっては行方が分からなくなり、対応を求めることができなくなります。この場合、自治体が代執行により廃棄物を撤去しなければなりません。事業者の行方が分かり撤去費を求償しても、ほとんどの場合、支払い能力がありません。

風力発電事業においてこのようなことが起こらないようにしないとけません。

(井上専門委員)
資料5の「3. 第一種事業の内容 (2)設置される発電所の出力」について、

風力発電機の単機出力が約3 MW と書かれています。風力発電機でこの規模はかなり大きなものですので、しっかり評価していく必要があると思います。

また、方法書の段階ではより具体的に、発電機の数や設置基数を決めて調査方法を決めていく必要があります。

(事務局)

陸上風力発電機では、3 MW は大型ではありますが4 MW も検討されつつあると聞いています。事業の計画段階なので、今後、発電機の規模や基数が決められていくと思います。

(稲森会長)

井上先生、答申案に追記したほうがよい内容はありますか。

(井上専門委員)

計画内容を具体的に明らかにしてほしいという趣旨の文章があればけっこうです。

ウ 今後の予定について

各事業における環境影響評価の手続きの今後の予定について、事務局から説明を行った。

(4) 閉会